

産業廃棄物埋立税質疑応答

(産業廃棄物埋立税の手引き別冊)

広島県

(令和7年12月版)

目 次

[納稅義務者関係]	1
[課税対象関係]	4
[課税標準・税率関係]	5
[徴収方法関係]	7
[申告納入関係]	9
[課税免除関係]	10
[税収の使途関係]	12
[その他]	13

この質疑応答では、「広島県産業廃棄物埋立税条例」	を	「条例」
「広島県産業廃棄物埋立税条例施行規則」	を	「規則」
「広島県税条例」	を	「県税条例」
「広島県税規則」	を	「県税規則」
「地方税法」	を	「法」
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」	を	「廃棄物処理法」とします。

[納税義務者関係]

問1 産業廃棄物埋立税の納税義務者はだれか。

(答) 産業廃棄物埋立税の納税義務者は「県内の産業廃棄物の最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者」である。なお、排出事業者には中間処理産業廃棄物を排出する中間処理業者も含まれる。

[産業廃棄物]

産業廃棄物とは、廃棄物処理法に規程する産業廃棄物をいう。(条例第2条第1号)

[中間処理産業廃棄物]

中間処理産業廃棄物とは、廃棄物処理法に規程する中間処理産業廃棄物をいう。

(条例第2条第2項)

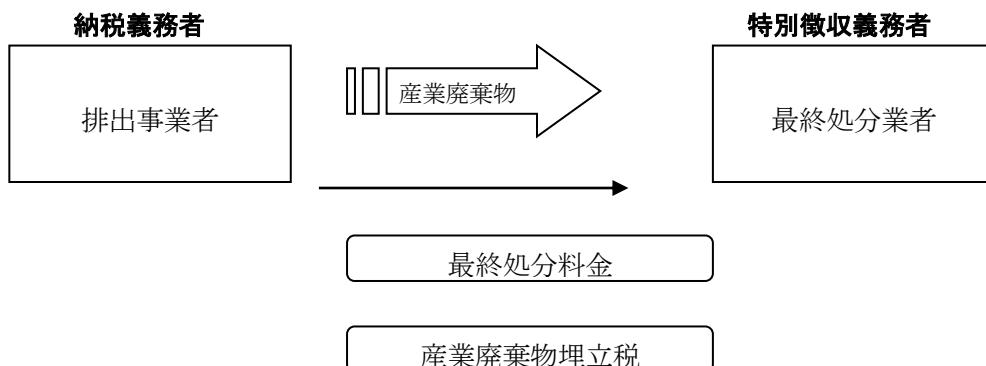
[最終処分場]

最終処分場とは、最終処分業者が産業廃棄物の最終処分の用に供する施設をいう。

(条例第2条第4項)

※最終処分業者以外の者が廃棄物処理法による許可を受け設置する最終処分場を含む。

【排出事業者から直接最終処分される場合】



問2 排出事業者とは、どういう者をいうか。

(答) 産業廃棄物埋立税における納税義務者となる排出事業者は、廃棄物処理法上の排出事業者と同様の定義であり、例えば、製造業者は製品の製造過程で排出される産業廃棄物の排出事業者ということになる。

なお、建設業の場合は、発注元ではなく元請業者が排出事業者ということになる。

問3 県外の排出事業者も納税義務者となるのか。

(答) 県内の最終処分場において最終処分する産業廃棄物の排出事業者は、県内及び県外の排出事業者を問わずすべて納税義務者となる。

これは、県内の最終処分場へ産業廃棄物が搬入された段階で課税されるためであり、搬入された産業廃棄物がどこで排出されたものでも同じである。

問4 排出された産業廃棄物が中間処理されて最終処分される場合も、排出事業者が納税義務者となるのか。

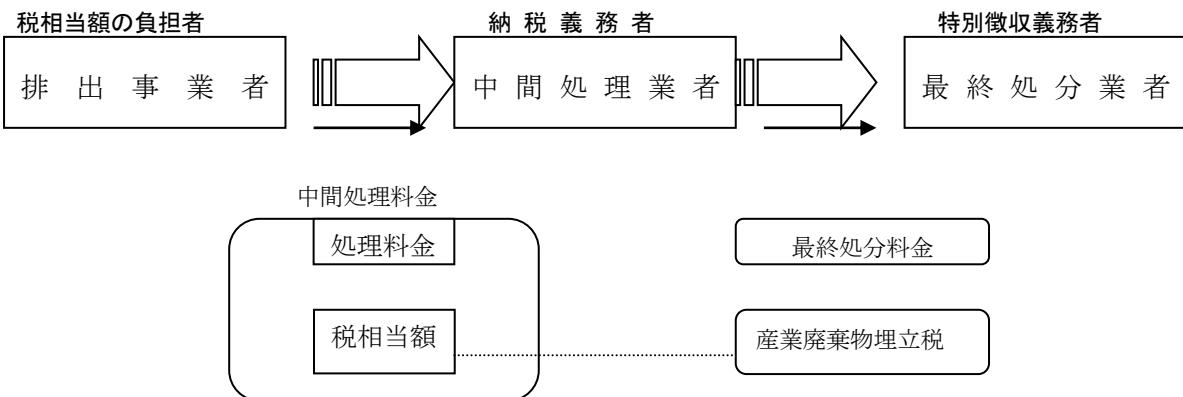
(答) この場合は、制度的に中間処理された産業廃棄物（中間処理産業廃棄物）が最終処分場に搬入されたところで課税となるため、納税義務者は中間処理を行った中間処理業者となる。

ただし、中間処理業者は排出事業者が排出した産業廃棄物を中間処理して最終処分場に搬入するのであり、「税相当額」が中間処理料金に上乗せされてくることになる。この税相当額は中間処理料金の上乗せ分ということになり税ではないため、消費税の対象となる。

適正な税相当額が上乗せされることが前提であるが、この税相当額は、排出事業者に負担していただることになる。

なお、中間処理後の産業廃棄物の量については、産業廃棄物の性状や中間処理の形態等により個々のケースごとに大きく変わってくるため、排出事業者と中間処理業者の間で、どのくらいの量になり、税相当額はどのくらいになるかを確認することが大切である。

【中間処理を経て最終処分される場合】



[課税対象関係]

問5 排出事業者の排出した産業廃棄物は、全て課税されるのか。

(答) 産業廃棄物埋立税は、産業廃棄物が最終処分場で最終処分される場合に、その排出事業者に対して課税されるものである。

そのため、再使用、再資源化、リサイクルされるものに対しては課税されず、最終的に最終処分場に回るものだけに課税されることになる。

なお、産業廃棄物を最終処分する量による免税点は設けていないため、最終処分される産業廃棄物の量のすべてに産業廃棄物埋立税は課税される。

問6 県外の最終処分場へ埋立てられる場合は課税されないのか。

(答) 県外の最終処分場へ搬入され埋め立てられるものには、広島県の産業廃棄物埋立税は課税されない。県内の最終処分場へ搬入され埋め立てされるものだけが対象である。

ただし、他県等で同様の産業廃棄物に対する税制度が導入されていれば、その県の税が課税されることになる。

問7 産業廃棄物埋め立て税の課税対象となる産業廃棄物とはどんなものか。

例えば、建設残土などは対象となるのか。

(答) 産業廃棄物埋立税の対象となる産業廃棄物とは、廃棄物処理法に規定する産業廃棄物をいい、事業活動に伴って生じた廃棄物であって燃え殻や汚泥などの廃棄物等を指す。

したがって、建設残土は、廃棄物処理法では産業廃棄物に含まれていないため。対象とならない。

[課税標準・税率関係]

問8 産業廃棄物埋立税は何を課税標準として課税されるのか。 また、税率はどうなっているのか。

(答) 産業廃棄物埋立税は、原則として産業廃棄物の重量をもとに課税され、税率はトンあたり千円である。

なお、課税標準である重量を計算する場合においては、トン未満の重量については、小数点4位以下の端数（1キログラム未満）は切り捨てる。（規則第4条）

また、産業廃棄物の重量の計測が困難な場合に限り、規則で定める換算係数を用いて容量を重量に換算して得た重量を課税標準として用いることができる。（規則第6条第1項）

＜換算係数による計算例＞

木くず 5 m³が最終処分場に搬入された場合の換算して得た重量

$$5 \text{ m}^3 \times 0.55 = 2.75 \text{ t} \leftarrow \text{換算して得た重量}$$

↑

規則第6条の表の換算係数

※ 種類ごとの容量を計測できない産業廃棄物にあっては、その主たる産業廃棄物の種類により換算することができる。なお、この換算係数はあくまで、税額計算のためにのみ用いるものである。

問9 税率はトンあたり千円ということであるが、仮に重量が1.45トンと端数がついた場合の税額はどうなるのか。

(答) トンあたり千円ということは、1キログラムあたり1円であり、この場合の税額は1,450円となる。トン未満の重量については、小数点4位以下の端数（1キログラム未満）は切り捨てるとしており、結果的に税額については1円未満の端数は切り捨てる事になる。

問10 産業廃棄物の重量については、何により把握すれば良いか。

(答) 産業廃棄物埋立税は、廃棄物処理法の制度の上に税制度を構築している。

よって、原則として廃棄物処理法において、産業廃棄物の数量等を記載して排出事業者から処理業者に対して交付が義務付けられている、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により把握することになる。

問 11 産業廃棄物管理票（マニフェスト）に記載されている重量と最終処分場への搬入時の重量が違う場合にはどうなるのか。

(答) 原則としては産業廃棄物管理票（マニフェスト）に記載されている重量により把握するが、実際に処分場で計量した際に、産業廃棄物管理票（マニフェスト）と違う場合には、廃棄物処理法上の観点からも、正確な数字を排出事業者との間で確認したうえで、計量した重量で申告することになる。

なお、廃棄物処理法上は、当然に正確な数量を記載することになっている。

問 12 規則に定められている容量から重量への換算係数では、実態に即していないと考えられる数値があるが、容量から換算する場合には、あくまでこの規則による換算係数を使用しなければならないのか。それとも実態に即した数値の係数（比重）により行ってよいのか。

(答) 規則で定められている換算係数は産業廃棄物の種類ごとの標準的な係数を設定しているものであり、性状により同じ産業廃棄物の種類でも実際の係数と違うことは想定される。

規則で定めている換算係数は、重量の計測が困難であって、かつ、容量の計測が可能である場合に課税標準を計算するために使用するものであり、実際の重量を出すためのものではない。

産業廃棄物埋立税の課税標準は、あくまで重量であるため、質問のように実際の係数（比重）がわかり重量が計算できるというのであれば、その重量を課税標準としてもらえばよいことになる。ただし、その実際の係数（比重）による重量については排出事業者等と最終処分業者により確認した重量となるべきである。

問 13 産業廃棄物管理票（マニフェスト）に容量と重量がどちらも記載されていた場合、容量で処分料金設定をしている最終処分業者は、処分料金を記載の容量で計算し、産業廃棄物埋立税は記載の重量で計算するということはよいか。

(答) 産業廃棄物埋立税の税額は、あくまで重量が課税標準となるので重量で計算し、処分料金については何ら制限はないため容量で計算してもよい。

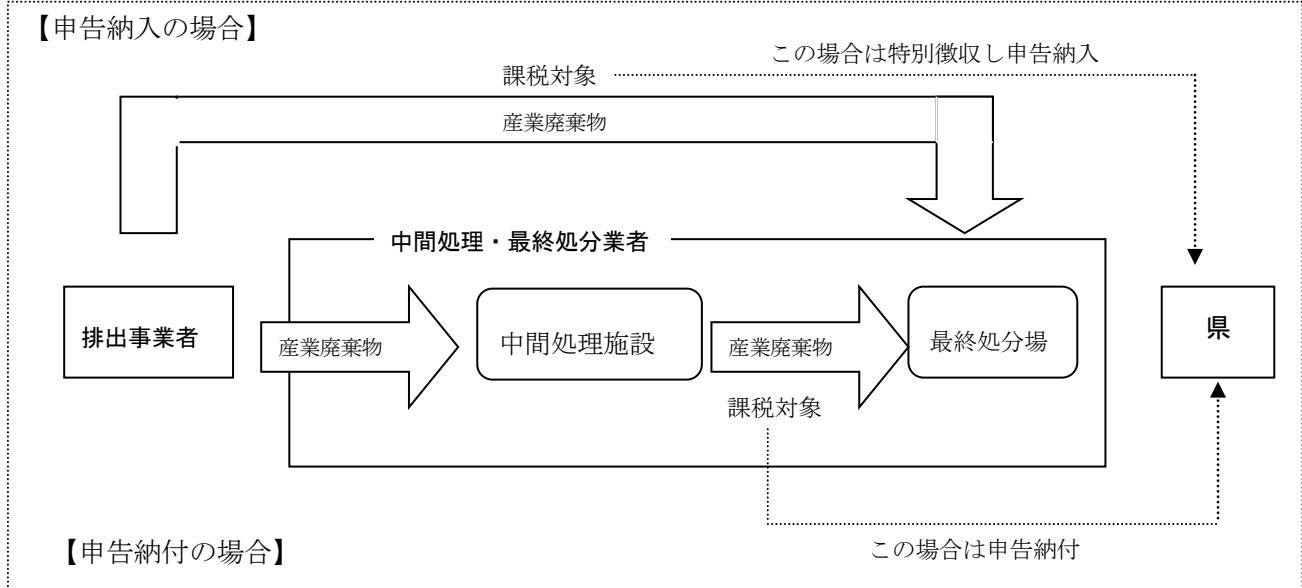
つまり、それぞれで計算してもらえばよい。

[徵収方法関係]

問 14 産業廃棄物埋立税の徵収の方法はどうなるのか。

(答) 産業廃棄物埋立税の徵収方法は「県内最終処分業者による特別徵収」となっており、最終処分業者が特別徵収義務者として納税義務者から産業廃棄物埋立税を特別徵収し課税団体（県）へ申告納入することとなる。

ただし、他者から搬入した産業廃棄物を中間処理して自らが有する最終処分場において処分する場合は、当該中間処理業者が産業廃棄物埋立税を申告納付すべき者（産業廃棄物埋立税の納税者）となり申告納付の方法となる。



[最終処分業者]

最終処分業者とは、廃棄物処理法の規定により産業廃棄物の最終処分を行う者をいう。(条例第2条第3号)

[特別徵収]

特別徵収とは、地方税（産業廃棄物埋立税）の徵収について便宜を有する者（特別徵収義務者）にこれを徵収させ、且つ、その徵収すべき税を納入（申告納入）させることをいう。(法第1条第9号)

[申告納入]

申告納入とは、特別徴収義務者がその徴収すべき地方税（産業廃棄物埋立税）の課税標準額及び税額を申告し、及びその申告した税金を納入することをいう。（法第1条第11号）

[申告納付]

申告納付とは、納税者がその納付すべき地方税（産業廃棄物埋立税）の課税標準額及び税額を申告し、及びその申告した税金を納付することをいう。（法第1条第8号）

問15 産業廃棄物埋立税を納税義務者から特別徴収する時期や形態は決まっているのか。

（答） 特別徴収義務者が納税義務者から産業廃棄物埋立税を特別徴収する時期や形態は特に定められていないため、両者の取引関係においてこれまでの商慣習などをもとに適正に行ってもらうこととなる。

したがって、この両者間で請求のやりとりなどがある場合の請求書や支払い証明などの様式も定めていない。

問16 排出事業者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）が戻り、産業廃棄物の処理を確認した段階で、産業廃棄物埋立税を払うこととなるのか。

（答） 産業廃棄物埋立税は埋立完了をもって課税されるのではなく、最終処分場への搬入段階で課税されることとなる。そのため、産業廃棄物管理票（マニフェスト）が戻ってきたことをもって税を払うということではない。

[申告納入関係]

問 17 特別徴収義務者等の産業廃棄物埋立税の申告納入（納付）期限はいつなのか。

(答) 産業廃棄物埋立税の申告納入（納付）期限は、4月末、7月末、10月末及び1月末の年4回であり、前3ヶ月分をまとめて申告納入（納付）することとなる。

また、最終処分場を休止又は廃止した場合は、休止又は廃止した日から1月以内に申告納入（納付）することとなる。

なお、納税義務者が特別徴収義務者に税額を払う時期や支払形態については、特に定められていないため、これまでの両者の商慣習などをもとに適正に行っていただくこととなる。

1月1日から 3月31日までの税額	4月30日
4月1日から 6月30日までの税額	7月31日
7月1日から 9月30日までの税額	10月31日
10月1日から 12月31日までの税額	翌年の 1月31日

(注) 申告納入（納付）期限が、土・日・祝日、又は12月29日から1月3日までの間にあら場合は、その翌日が申告納入（納付）期限となる。

問 18 産業廃棄物埋立税の申告はどこにするのか。

(答) 産業廃棄物埋立税の賦課徴収事務は、全てを広島県庁の税務課で行うため、申告書は税務課へ提出することとなる。

[申告書の提出先]

(住所) 〒730-8511 広島市中区基町10-52

(宛先) 広島県総務局税務課

〔課税免除関係〕

問 19 産業廃棄物を排出事業者自らの最終処分場で処分（自社処分）する場合も産業廃棄物埋立税は課税されるのか。

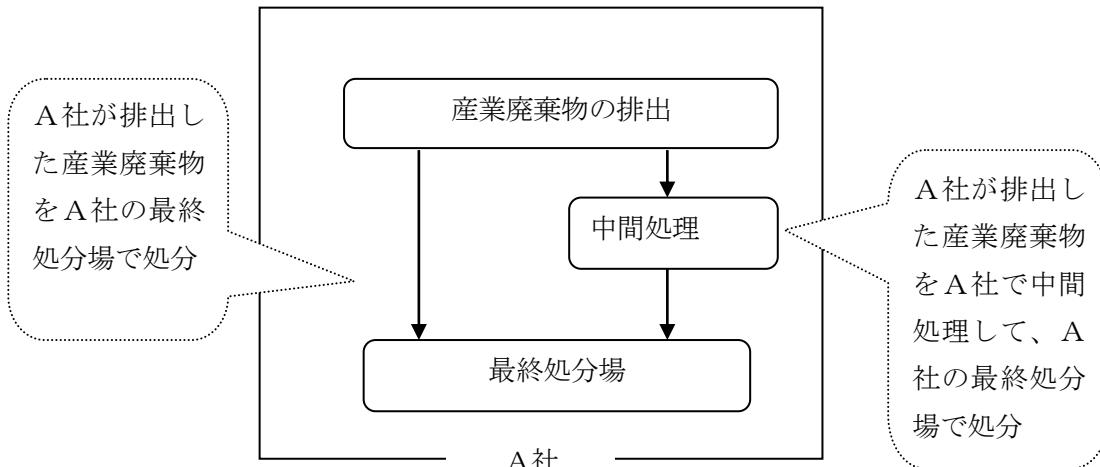
(答) 排出事業者が自らの排出した産業廃棄物を自らが有する最終処分場において処分（自社処分）するものは、課税免除となり産業廃棄物埋立税はかからない。

ただし、他者の産業廃棄物を中間処理後に自社処分するものは、課税されることとなるため、産業廃棄物埋立税は申告納付という方法で収めてもらうこととなる。

つまり、原始排出者が自らの最終処分場で処分する場合だけが課税免除される自社処分ということである。

なお、建設業の排出事業者は、基本的には工事の元請業者であり、この元請業者自身が自社の最終処分場で処分する場合には課税免除となる。

【課税免除される自社処分】



問 20 課税免除される産業廃棄物の搬入で「公益上その他の事由により課税が不適当なものとして知事が別に定める搬入」とあるが、どんな場合か。

(答) ケースごとに、公益に照らした上で課税が不適当なものかどうかを判断することになる。例えば大規模な災害などがおこり、がれき類等を処理する場合などを想定している。

問 21 課税免除の自社処分しか行っていないが、手続などはどうなるのか。

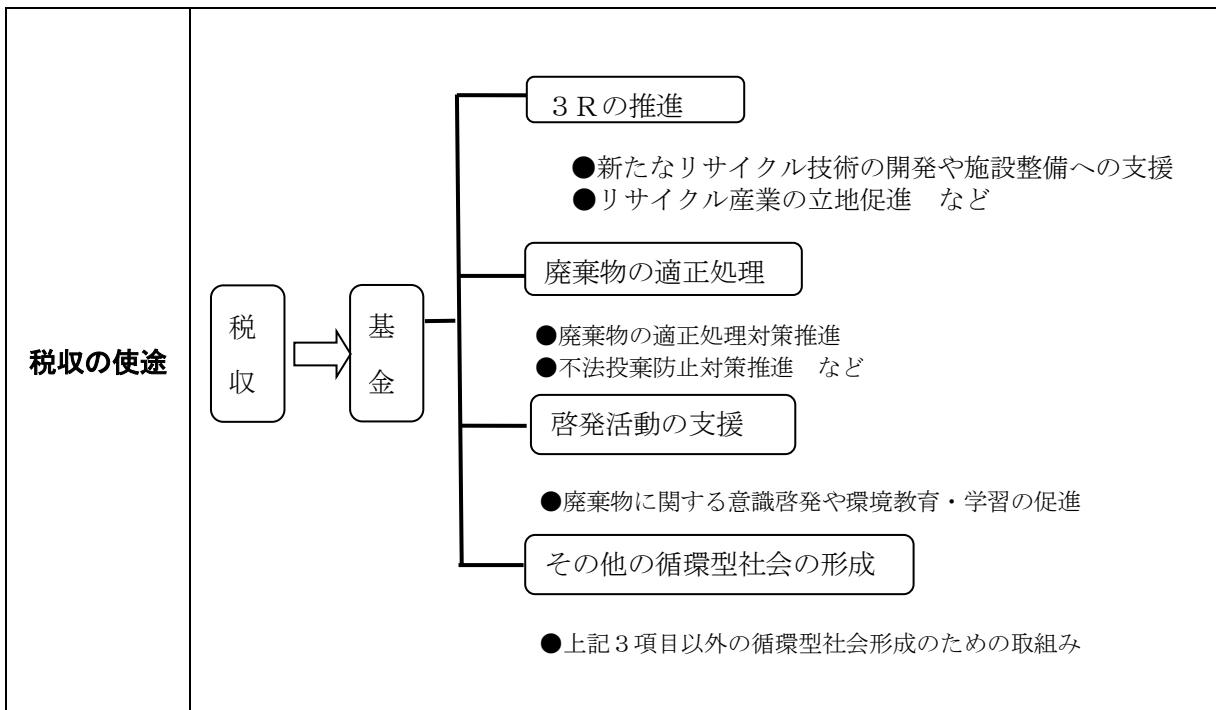
(答) 課税免除の届出を出してもらうことになる。なお、自社処分しか行っていない最終処分業の許可業者は、特別徴収義務者として登録し、税額がなくても申告してもらうこととなる。

[税収の使途関係]

問 22 産業廃棄物埋立税は目的税ということだが、何に使われるのか。

(答) 産業廃棄物埋立税の税収は、3Rの推進、適正処理、啓発活動の支援を基本とし、その他の循環型社会形成のための施策に活用することとしている。

なお、目的税としての明瞭化を図るため、広島県産業廃棄物抑制基金を新たに設置し、税収を積むこととしており、この基金により事業を実施する。



[その他]

問 23 産業廃棄物埋立税に消費税はかかるのか。

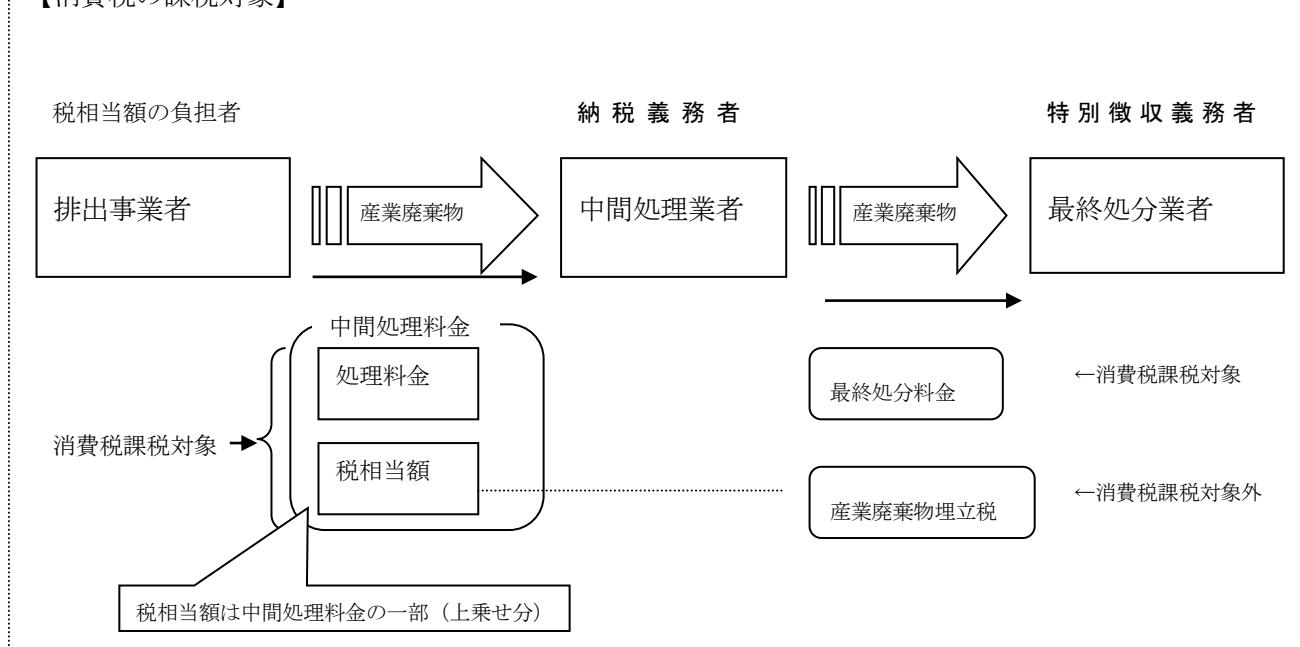
また、排出事業者から中間処理業者へ払う税相当額はどうなるのか。

(答) 産業廃棄物埋立税は、消費税の課税対象外となる。ただし、特別徴収義務者が、産業廃棄物埋立税額を請求書や領収証等で明らかにし、預り金又は立替金等の科目で処理料金と明確に区分して経理しておく必要がある。

なお、税相当額というのは中間処理業者が最終処分業者に払う産業廃棄物埋立税のコストアップ分が中間処理料金に上乗せされたものであり、中間処理料金の一部で税ではないため消費税の対象となる。

(消費税は国税のため、詳細の取扱いは国税局（税務署）へ問い合わせてください。)

【消費税の課税対象】



問 24 産業廃棄物埋立税を含む処分料金の領収書などの印紙税は、産業廃棄物埋立税を除いた処分料金に対するものだけでよいか。

(答) 産業廃棄物埋立税は非課税となるので、処分料金だけの金額に対してのものでよい。ただし、処分料金と埋立税の金額が区分表示（記載）されていることが必要である。

なお、産業廃棄物埋立税だけの領収書の場合には印紙税はかからないこととなる。

(印紙税は国税のため、詳細の取扱いは国税局（税務署）へ問い合わせてください。)

問 25 排出事業者（納税義務者）が納税する産業廃棄物埋立税は所得計算上、経費参入できるか。

(答) 産業廃棄物埋立税は経費に参入できる。

(国税である法人税、所得税における所得計算の詳細の取扱いは国税局（税務署）へ問い合わせてください。)

問26 帳簿へは年月日ごとの搬入重量を記載することとなっているが、それは全て産業廃棄物の種類ごとに記載するようとするのか。

また、帳簿の作成は最終処分に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）を整理しておけば足りるか。

(答) 原則的には年月日ごとの搬入重量がわかれればよい。ただし、規則による換算係数をしようして容量から重量への換算した場合には、種類ごとに換算することとなるので種類ごとの産業廃棄物の重量を帳簿に記載しておく必要がある。

なお、マニフェストの整理により帳簿の作成としてもよい。

問 27 最終処分の委託契約の中に産業廃棄物埋立税について盛り込む必要があるか。

(答) 排出事業者と最終処分業者の間での産業廃棄物の処分については、廃棄物処理法上で委託契約を結ぶ義務があるが、この埋立税については法定の記載事項ではないので、必ずしも盛り込む必要はない。(盛り込んでも構わない。)

ただし、排出事業者と中間処理業者との中間処理の契約では、処理料金は記載事項となるので税相当額を上乗せした処理料金の額で契約する必要がある。

問 28 不法投棄のあった産業廃棄物に係る産業廃棄物埋立税はどうなるのか。

(答) 不法投棄のあった産業廃棄物については、その排出事業者等が特定できれば、原状回復義務により排出事業者が処分することになり、わからなければ行政による代執行により処分されるということも考えられる。

そのため、基本的には不法投棄のあった産業廃棄物において最終処分される場面で課税されることとなるが、個々のケースにより課税免除措置を取るかどうか判断することとなる。

問 29 排出事業者の倒産などにより産業廃棄物埋立税を特別徴収義務者が受け取れない場合に、何か税の免除制度があるか。

(答) まず、徴収猶予制度がある。これは、産業廃棄物埋立税の全部又は一部を申請により 2 ヶ月以内の期間に限って徴収の猶予をするものである。

また、徴収不能額等の還付又は納入義務の免除制度があるが、これは特別徴収義務者が納税義務者から徴収することのできない産業廃棄物埋立税をまだ納入していない場合は納入義務を免除し、既に代わりに立て替えて収めている場合は還付する制度である。

どちらの場合も、一定の条件等を満たしていることが必要となる。

問 30 産業廃棄物埋立税を申告期限までに申告しなかったり、納めないときはどうなるか。

(答) 納期限までに産業廃棄物埋立税を納めなかった場合には延滞金が、事実よりも少なく申告したり、申告しなかった場合には過少申告加算金や不申告加算金などが、他の税と同様にかかることになる。

なお、産業廃棄物埋立税の課税、徴収の処分について不服がある場合は、その処分を知った日の翌日から 3 ヶ月以内に知事に対して審査請求をすることができる。

問 31 産業廃棄物埋立税の制度の運用についての窓口はどうなるのか。

(答) 産業廃棄物埋立税は廃棄物処理法の制度を基に制度構築されている。

したがって、廃棄物処理法に関する部分のことについては、産業廃棄物担当部局で、また、税に関する部分については税務担当部局に相談していただきたい。

ただし、ケースによって密接不可分ということになれば、両者で対応する。